

第2部 財政投融资

序章 経済の長期停滞と財政投融资

財政投融资とは、財政を通じて行われる投資や融資であり、「国の制度や信用を通じて集められる各種公的資金を原資として行われる政策的な投資と融資」と定義することができる。具体的な制度としては、毎年度の財政投融资計画に基づいて行われる資金の運用がその中心となる。一般会計・特別会計・政府関係機関の各予算と同時に決定される財政投融资計画は、公的部門における有償資金の配分に一覧性をもたせる目的で作成されている。この定義は本巻が対象とする平成元年度から平成12年度についても該当する。もっとも、一口に財投といっても多義・多様な意味で用いられることもあり、財投原資の運用の仕方に即して少なくとも次のような三つの種類を区別しておきたい。

第一は、「長期運用特別措置法」¹⁾に基づく固有の財政投融资計画である。財投は4種の原資から成っているが、毎年運用期間5年以上のものについて、国会の議決を経た産業投資特別会計、資金運用部資金、簡保資金、政府保証債・政府保証借入金の一覧表が、財政投融资資金計画とされている。固有の財投計画は、それぞれの原資について個別に国会で審議・議決がなされるが、一覧性をもたせるために参考資料として「予算及び財政投融资計画の説明」及び財投3表（財政投融资資金計画、財政投融资原資見込、財政投融资用途別分類表）が国会審議の参考資料として提出される。固有の財政投融资の中心を形成しているのが、政策的な投融資としての一般財投である。

第二に、固有の財政投融资計画の枠内において政策的な投融資としての一般財投に加えて、資金運用事業が新たに登場したことに注目しなければならない。昭和62年から始まった資金運用事業は、郵貯・年金の運用を行う機関がいったん預託した資金運用部から財投の枠内で貸付を受け、その資金を市中で債券等に運用して、自己の財源を涵養しようとするものである（郵便貯金自由化対策

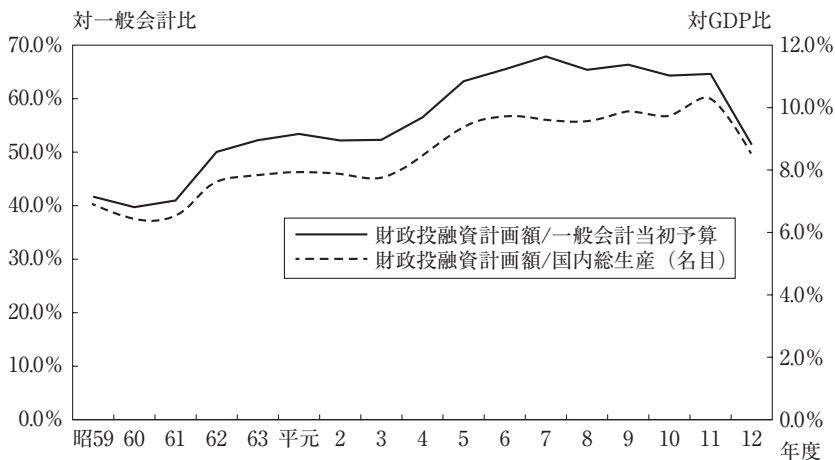
資金＝郵便貯金特別会計、年金財源強化事業＝年金福祉事業団)。これに分離運用されている簡保資金の運用機関である簡易保険福祉事業団が行う単独運用指定金銭信託を含む。

これは、特定政策目的のための資源配分とは異なった原資の分離運用の一種というべきもので、実質的には財投計画外の運用とも言うる。²⁾ 本巻が対象とする平成元年度から12年度は、資金運用事業が本格的に展開した時期と重なる。本巻の各章で詳しく述べるように、それは平成12年度から13年度にかけての財投改革によって幕を閉じることになる。

第三に、固有の財政投融资計画に含まれない原資の運用方法がある。資金運用部資金は財投計画の外側で、一方では国債引受けに動員され、他方で、地方交付税原資を補填するため「交付税及び譲与税配付金特別会計」（以下では、「交付税特別会計」と表記することがある。）への貸付に活用されていく。いわゆる財投の計画外運用は、国と地方を通じた財政危機が顕在化した昭和50年代に大規模に継続した。³⁾ その詳細については『昭和財政史—昭和49～63年度』第5巻を参照されたい。本巻が対象とする平成初期には、赤字国債の発行が抑制されたこともあり、いったん計画外運用は影をひそめ、むしろ資金運用事業に原資の余裕が充当されるようになる。しかし、平成7年度には平成元年度以来となる通常の特例公債を発行されたことに象徴されるように、バブル経済の崩壊により租税収入の動向が一層厳しくなった。このため、平成8年度以降は、再び財投の計画外運用は国債引受けを通じて積極化するようになる。

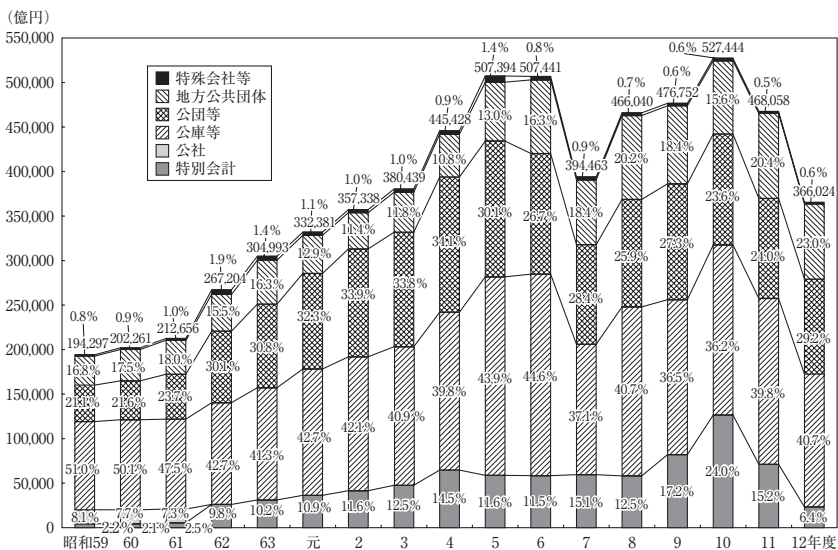
本巻第2部では、以上の制度を前提としつつ財政投融资の推移を年次ごとに追跡するが、ここではあらかじめ全体の特徴について、**図2-序-1**及び**図2-序-2**を参照しつつ解説しておこう。はじめに注目してよいのは、本巻の対象となる平成元年度から平成12年度の時期には、財投の国民経済や一般会計に対する比重は、飛躍的に上昇していることである。**図2-序-1**は、財投計画額の対一般会計比と対国内総生産（GDP）比の推移をまとめたものである。昭和62～63年度と平成12年度は制度改革によって財投が急膨張したり急減したりしているので、それらを除けば、昭和末に40%前後であった対一般会計比（当初予算）は60%台へと20～25%上昇していることになる。財投の対GDP比もほぼそれに同調しているといつてよい。前シリーズの『昭和財政史—昭和49～63年度』第1巻で述べられているように、昭和50年代から60年代にかけては「対GNE比や対

図 2-序-1 国内総生産等と財政投融资計画額との対比



(出所) 内閣府経済社会総合研究所編「国民経済計算年報」各年度版により作成。

図 2-序-2 財政投融资計画の対象機関別実績



(注) 年度内運用実績である。

(出所) 大蔵省(財務省)「財政金融統計月報」「財政投融资特集」各号により作成。

一般会計比はそれほど大きく変わっていない」⁴⁾ もって、当該期の財投膨張のスケールの大きさとスピードの速さを知るべきであろう。

次に、当該期の財投対象機関の変貌ぶりに関わる点がある。図2-序-2は、財政投融资計画の対象機関別実績をまとめたものである。平成5年度を例にとると特別会計11.6%、公庫等43.9%、公団等30.1%、地方公共団体13%、特殊会社等1.4%となる。住宅公庫と地方公共団体が大体最上位に位置するという構図は、昭和50年～60年代と変わらないが、特別会計の比重が1割ないし2割を占めて上位グループに割り込むというのは財投の歴史上かつてないことである。これは、昭和末に始まったいわゆる自主運用の本格的な展開（郵便特別会計など）を反映しているが、その実体は有価証券保有である。いま一つ注目すべき点は、公団と公庫の比重についてである。昭和末における両者の比重はおおよそ20：50であったが、平成5年度には30：44になり公団の比重が10ポイントほど高まり、公庫等はその分減っている。金融自由化と低成長による金利低下により政府系金融機関への資金需要が弱くなる一方で、景気刺激効果の強い公共事業実施部門の比重が高まっている点に、当該期の財投機関の変貌ぶりがよく現れている。

以上、当該期を特徴づける計数を取り上げて、この時期の財投を一瞥してきたのであるが、以下では三つの時期に区分して、財投の編成スタンスがどのように変化したかを概観する。表2-序-1は、財政投融资計画の推移をまとめたものである。

第1期は、平成元年度～平成3年度である。この時期には、財投枠内での自主運用と財投計画外での国債引受けが拡大して、政策的な投融资としての一般財投はむしろ抑制基調となる。「内需の持続的拡大」⁵⁾ が図られている経済状況に配慮して、景気に中立的な財政投融资編成が行われたとあってよい。このような抑制基調が採られたのは、資金運用部資金、なかんずく郵貯の伸び悩みが懸念され原資事情が厳しかったからである。郵貯の主力をなしている定額貯金の集中満期に重なり、小口MMCやワイド（利金債）に郵貯資金が流出したことが郵貯の伸び悩みを招いた。このような財投の編成の在り方は、昭和50年代後半から60年代にかけて採られた路線⁶⁾ を基本的に踏襲するものであったと言いうる。

第2期は、平成4年度～平成6年度である。この時期には、バブル経済の崩

表 2-序-1 財政投融资計画の推移

(単位：億円、%)

年度	財政投融资計画						国債		財政投融资	
	一般財投		資金運用		計画額					
		対前年度 伸び率		対前年度 伸び率		対前年度 伸び率		対前年度 伸び率		対前年度 伸び率
昭和63年度	253,440	6.8	42,700	27.5	296,140	9.4	35,000	△12.5	331,140	6.5
平成元年度	263,405	3.9	59,300	38.9	322,705	9.0	23,000	△34.3	345,705	4.4
平成2年度	276,224	4.9	69,500	17.2	345,724	7.1	20,000	△13.0	365,724	5.8
平成3年度	291,056	5.4	77,000	10.8	368,056	6.5	6,000	△70.0	374,056	2.3
平成4年度	322,622	10.8	85,400	10.9	408,022	10.9	6,000	0.0	414,022	10.7
平成5年度	365,956	13.4	91,750	7.4	457,706	12.2	10,000	66.7	467,706	13.0
平成6年度	394,082	7.7	84,500	△7.9	478,582	4.6	—	皆減	478,582	2.3
平成7年度	402,401	2.1	79,500	△5.9	481,901	0.7	—	—	481,901	0.7
平成8年度	405,337	0.7	85,910	8.1	491,247	1.9	46,000	皆増	537,247	11.5
平成9年度	393,271	△3.0	120,300	40.0	513,571	4.5	48,000	4.3	561,571	4.5
平成10年度	366,592	△6.8	133,000	10.6	499,592	△2.7	78,000	62.5	577,592	2.9
平成11年度	393,492	7.3	135,500	1.9	528,992	5.9	—	皆減	528,992	△8.4
平成12年度	374,660	△4.8	62,100	△54.2	436,760	△17.4	—	—	436,760	△17.4

(注) 計数はすべて当初計画ベースである。

(出所) 大蔵省(財務省)「財政金融統計月報」「財政投融资特集」各号により作成。

壊に伴う国の景気対策が本格化したが、国の一般会計が厳しく抑制される中、財政投融资は「景気への十分な配慮」⁷⁾ という政策的要請に積極的に応えた。平成4年度、平成5年度には連続して2桁の伸び率となるとともに、平成4年度にはその計画額は40兆円を超過しているのが何よりの証左である。この時期の広義の財投の高い伸びをリードしたのは、第1期とはうってかわって政策的な投融资としての一般財投であった。固有の財政投融资計画の枠内での資金運用事業や財投計画外の国債引受けはやや抑制気味であった。事業実施機関であるとか、あるいは住宅金融公庫をはじめとする政府系金融機関とかいった景気刺激効果の強い分野に向けて、一般財投を通じて、集中的に投融资がなされたのである。

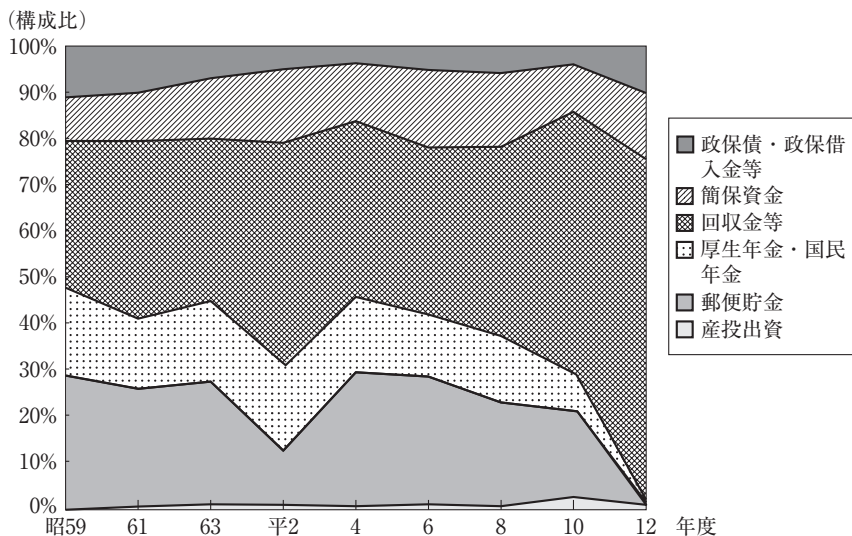
一般財投の急速な伸びを支えていたのが、原資事情の好転であった。なかん

ずく、原資の主力ともいべき郵貯の増加は著しく、毎年度の増加実績は当初計画を3兆円～4兆円上回るものとなった。「財政投融资システムは一般財投に原資を振り向けて、景気対策に柔軟に応える対応力を備えるようになっていた」のである。⁸⁾しかし、そのような財投の景気対策としての積極的な活用が、本巻が後に詳しく述べるように民業圧迫という批判を招き、昭和末期に始まった財投の制度改革の流れを一挙に加速化するようになったのは皮肉と言えよう。

第3期は、平成7年度～平成12年度である。とりわけ第3期においては、平成9年度以降、財投を巡る議論と財投改革が重要なテーマとなり、財投改革についての本格的な検討が進展する中で、制度確立以来、拡大を続けてきた財投制度は大きな転機を迎えた。平成9年度に一般財投は、昭和60年度以来12年ぶりに前年度比で減少を記録し、平成10年度以降も一般財投は抑制基調で推移した。また、財投実績も計画額に対して大幅に減少していった。前者の抑制基調について言えば、原資事情悪化による抑制というよりも「対象機関の事業内容の厳しい見直し」⁹⁾、「民業補完の観点」¹⁰⁾、「財投の抜本的改革推進」¹¹⁾、「特殊法人の整理合理化」¹²⁾といった財投改革を見据えた財投計画の基本的考え方によるものである。また後者の財投実績減少は、金利低下に伴う民間への資金シフトにより、住宅公庫への繰上償還が増大して、財投不用額が増大したことがその背景となっている。こうして一般財投が平成9年度、平成10年度、平成12年度に伸び率がマイナスになったのとは対照的に、財投計画外での国債引受けが昭和50年代並みに増大する。これも、この時期を特徴づけるエピソードの一つと言えよう。

この間における原資の構成比をみると、**図2-序-3**のとおりである。財投原資の中心が資金運用部資金であることは、基本的に変わりはない。この間の最大の変化は、運用部資金内部で生じている。平成4年度には、原資の45%を超えていた郵貯と厚生年金・国民年金が、平成10年度には30%にまでその地位を低下させている。それとは逆に、資金運用部の「回収金等」が郵貯貯金、年金積立金や簡保資金を抜いて第1位の地位を占めるようになり、平成10年度には原資の50%を超える水準にその割合を高めている。「回収金等」は、過年度貸付のうち返済されてくる回収金のほか、外為特別会計、共済組合、労働保険特別会計、自賠責特別会計、補助貨幣回収準備資金の預託金およびその他から成っている。

図 2-序-3 財政投融资の原資の推移（実績）



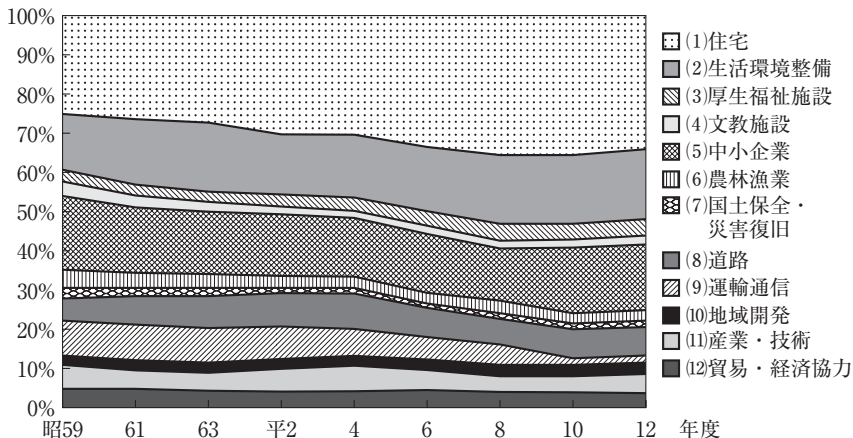
もっとも細かく見ると、郵貯等の原資は時期によっても少なくない変動があり、例えば昭和55～56年度の金利高騰期の郵貯シフトの満期到来による資金流出により、平成2年度まで郵便貯金が絶対的にも相対的にも減少している。しかし、平成2～3年度の金利高騰により定額郵貯の有利性が再び増大し、郵便貯金の比率が上昇するといった具合である。

次に運用面についてみると図2-序-4のとおりである。同図の（注）にあるように、この計数には郵貯などの資金運用事業は含まれておらず、いわゆる一般財投のみの数字である。財政投融资計画の用途別分類をまとめた同図に見えるように、資金運用を除いた(1)～(12)計に対する財政投融资の福祉性を示す指標といわれる(1)～(6)の小計の割合は12年間の単純平均で73.2%となっている。運輸通信、貿易・経済協力などの産業基盤及び産業振興への融資比率が長期的に低落していく一方、住宅が一貫して増加しており、生活環境、中小企業にも重点的に配分されたことがわかる。

以上は本巻が対象とする時期について、量的な側面からいくつかの注目すべき点をごく簡単に素描したものである。だが、平成時代に入って財投のメカニ

図 2-序-4 財政投融资計画使途別分類の推移（当初計画）

(構成比)



(注) 郵便貯金特別会計、年金福祉事業団及び簡易保険福祉事業団の資金運用事業を除いた一般財投分である。

(出所) 大蔵省（財務省）『財政金融統計月報』『財政投融资特集』各号により作成。

ズム自体に重大な変化が生じていることが何といても特筆されるべきであろう。昭和末に始まった財投の制度改革が更に進展して、抜本改革が実施されたことがそれである。昭和末の財投の制度改革とは、一つは財投開始以来採られてきた利子法定制度が廃止されたことであり、もう一つは郵貯・年金に資金運用事業が創設されたことである。前シリーズの『昭和財政史—昭和49～63年度』第1巻で叙述されているように、基本的にこれらは「民間資本蓄積の充実や金融自由化の進展が生み出した制度改革であり、終戦後から高度成長期に適合的だった、財政投融资の強固な統合システム変容の開始」¹³⁾であった。

しかし、本巻の対象とする時期の財政投融资制度では、依然として郵便貯金と年金積立金は大蔵省の資金運用部に全額預託することが義務付けられており、原則として自主運用とされていた簡易保険についても財投制度への寄与が求められていた。こうしたことから、「はじめに原資ありき」で「入口」で資金が集まりすぎるため必然性の薄い事業が特殊法人などの「出口」で実施されているのではないかという声が、平成9年ごろから、与党行革推進本部や政府行革会議等において、強まることとなる。また民間金融よりも借手に有利な条件（長

期・低利)で投融資できるという財投は、平成に入ってから低成長と金利自由化の一層の進展の中で、その存在意義が問われるようになる。更に資金運用部への預託義務と一体となった統合運用により、資金拠出者である郵貯や年金加入者の利益が損なわれているのではないかという自主運用の要求も鎮静化したわけではなかった。

こうして、昭和末に始まる財投の制度改革は平成9年頃を転機にして抜本改革へ向けてまっしぐらに突き進んでいく。平成9年2月に充足した資金運用審議会懇談会において本格的な検討が開始され、同年11月には、財政投融資がこれまで果たしてきた役割と問題点、改革の基本理念と方向、対象分野・事業の見直し、コスト分析手法の導入・充実、資金調達のとおり方などの具体的な改革手法が取りまとめられた。その後も、政府・与党での検討が進められ、議論の結果、平成11年12月には財投制度の抜本的改革案の骨子が公表された。そして、平成12年5月には「財政投融資制度改革法」が国会で成立し、平成13年4月から、郵便貯金・年金積立金の資金運用部への預託義務の廃止、資金運用部の廃止、特殊法人等が必要な資金の財投機関債等による金融市場からの直接調達を柱とした財投改革が実施され、市場原理と財政規律が十分に機能する制度への転換が図られることとなったのである。これは、昭和28年に始まる財投の実質的な解体・再生とも言いえる内容を含むものであったが、そのプロセスや詳しい内容については本巻第2部の第4章をご覧ください。なお、当該期における財政投融資運用対象の機関は、表2-序-2のとおりである。以下、時期をおって財政投融資の推移を見ていくことにする。

表 2-序-2 財政投融資運用対象機関一覧（平成元年度～平成12年度）

機 関 名	根 拠 法 令	設 立 年 月	資 本 金	対 象 期 間
(特 別 会 計)				
都市開発資金金融通特別会計	都市開発資金金融通特別会計法	昭和41.4		元—12
特定国有財産整備特別会計	特定国有財産整備特別会計法	32.5		〃
国立病院特別会計	国立病院特別会計法	24.7		〃
国立学校特別会計	国立学校特別会計法	39.4		〃
国営土地改良事業特別会計	国営土地改良事業特別会計法	32.4		〃
国有林野事業特別会計	国有林野事業特別会計法	22.4		元—10
郵政事業特別会計	郵政事業特別会計法	24.6		〃
空港整備特別会計	空港整備特別会計法	45.4		元—12

表 2-序-2 財政投融资運用対象機関一覧 (続き)

機 関 名	根 拠 法 令	設 立 年 月	資 本 金	対 象 期 間
郵便貯金特別会計	郵便貯金特別会計法	昭和26.4		元—12
(公 庫 等)				
住宅金融公庫	住宅金融公庫法	25.6	全額政府出資	元—12
国民金融公庫	国民金融公庫法	24.6	〃	元—10
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法	平成11.10	〃	11—12
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法	昭和28.8	〃	元—12
中小企業信用保険公庫	中小企業信用保険公庫法	33.7	〃	元—3
環境衛生金融公庫	環境衛生金融公庫法	42.9	〃	元—10
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法	28.4	〃	元—12
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法	32.6	〃	〃
北海道東北開発公庫	北海道東北開発公庫法	31.6	〃	元—10
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法	47.5	〃	元—12
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法	平成11.10	〃	11—12
日本開発銀行	日本開発銀行法	昭和26.4	〃	元—10
国際協力銀行	国際協力銀行法	平成11.10	〃	11—12
日本輸出入銀行	日本輸出入銀行法	昭和25.12	〃	元—10
(公 団 等)				
都市基盤整備公団	都市基盤整備公団法	平成11.10	政府・地方公 共同体出資	11—12
住宅・都市整備公団	住宅・都市整備公団法	昭和56.10	〃	元—11
年金福祉事業団	年金福祉事業団法	36.11	全額政府出資	元—12
雇用促進事業団	雇用促進事業団法	36.7	政府・地方公 共同体出資	元—10
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済 事業団法	平成10.1	全額政府出資	10—12
環境事業団	環境事業団法	昭和40.10	〃	4—12
公害防止事業団	公害防止事業団法	40.10	〃	元—3
船舶整備公団	船舶整備公団法	34.6	〃	元—8
帝都高速度交通営団	帝都高速度交通営団法	16.7	政府・地方公 共同体出資	元—12
地域振興整備公団	地域振興整備公団法	49.8	全額政府出資	〃
日本下水道事業団	日本下水道事業団法	50.8	政府・地方公 共同体出資	〃
社会福祉・医療事業団	社会福祉・医療事業団法	60.1	全額政府出資	〃
医薬品副作用被害救済・ 研究振興基金	医薬品副作用被害救済・ 研究振興基金法	54.10	一部政府出資	〃

表 2-序-2 財政投融资運用対象機関一覧（続き）

機 関 名	根 拠 法 令	設 立 年 月	資 本 金	対 象 期 間
労働福祉事業団	労働福祉事業団法	昭和32.7	政府・地方公 共同体出資	元—7
日本私学振興財団	日本私学振興財団法	45.7	全額政府出資	元—9
日本育英会	日本育英会法	19.4	〃	元—12
中小企業事業団	中小企業事業団法	55.10	〃	元—9
農用地整備公団	農用地整備公団法	63.7	〃	元—10
森林開発公団	森林開発公団法	31.7	〃	〃
緑資源公団	森林公団法の一部を改正 する法律	平成11.10	〃	11—12
生物系特定産業技術研究 推進機構	生物系特定産業技術研究 推進機構法	昭和61.10	一部政府出資	元—12
日本道路公団	日本道路公団法	31.4	全額政府出資	〃
首都高速道路公団	首都高速道路公団法	34.6	政府・地方公 共同体出資	〃
阪神高速道路公団	阪神高速道路公団法	37.5	〃	〃
本州四国連絡橋公団	本州四国連絡橋公団法	45.7	〃	〃
日本鉄道建設公団	日本鉄道建設公団法	39.3	全額政府出資	〃
新東京国際空港公団	新東京国際空港公団法	41.7	〃	〃
新幹線鉄道保有機構	新幹線鉄道保有機構法	62.4	なし	元—3
鉄道整備基金	鉄道整備基金法	平成3.10	全額政府出資	3—8
日本国有鉄道清算事業団	日本国有鉄道清算事業団法	昭和62.4	〃	元—9
運輸施設整備事業団	運輸施設整備事業団法	平成9.10	一部政府出資	9—12
通信・放送衛星機構	通信・放送衛星機構法	昭和54.8	〃	元—10
水質源開発公団	水質源開発公団	37.5	全額政府出資	元—12
奄美群島復興開発基金	奄美群島復興開発特別措 置法	30.9	政府・地方公 共同体出資	〃
金属鉱業事業団	金属鉱業事業団法	38.4	全額政府出資	〃
石油公団	石油公団法	53.6	〃	〃
科学技術振興事業団	科学技術振興事業団法	平成8.10	一部政府出資	8—12
日本科学技術情報センター	日本科学技術情報セン ター法	昭和32.8	〃	元—7
情報処理振興事業協会	情報処理の促進に関する 法律	45.10	〃	元—12
基盤技術研究促進センター	基盤技術研究円滑化法	60.10	〃	〃
新エネルギー・産業技術 総合開発機構	石油代替エネルギーの開 発及び導入の促進に関す る法律	55.10	〃	元—4
産業基盤整備基金	産業構造転換円滑化臨時 措置法	62.9	〃	5

表 2-序-2 財政投融资運用対象機関一覧 (続き)

機 関 名	根 拠 法 令	設 立 年 月	資 本 金	対 象 期 間
海外経済協力基金	海外経済協力基金法	昭和36.3	全額政府出資	元—10
簡易保険郵便年金福祉事業団	簡易保険郵便年金福祉事業団法	37.4	全額政府出資	元—12
(地方公共団体)				
地方公共団体				元—12
(特殊会社等)				
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法	11.11	一部政府出資	元—12
東京湾横断道路株式会社	東京湾横断道路の建設に関する特別措置法	61.10	道路公団・地方公共団体等出資	元—9
関西国際空港株式会社	関西国際空港株式会社法	59.10	〃	元—12
中部国際空港株式会社	中部国際空港の設置及び管理に関する法律	平成10.5	政府・地方公共団体等出資	10—12
東日本旅客鉄道株式会社	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律	昭和62.4	日本国有鉄道清算事業団	元—3
東海旅客鉄道株式会社	〃	62.4	〃	〃
西日本旅客鉄道株式会社	〃	62.4	〃	〃
日本貨物鉄道株式会社	〃	62.4	〃	〃
民間都市開発推進機構	民間都市開発の推進に関する特別措置法	62.10	開銀等拠出	元—12
電源開発株式会社	電源開発促進法	27.9	開銀等拠出	〃

(出所) 旧大蔵省資料により作成。

〔注〕

- 1) 資金運用部資金並びに簡易生命保険及び郵便年金の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律 (昭和48年法律第7号)。
- 2) 財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第1巻「総説・財政会計制度」(平成17年、東洋経済新報社) 351ページ。
- 3) 財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第5巻「国債・財政投融资」(平成16年、東洋経済新報社) 308-312ページ。
- 4) 財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第1巻「総説・財政会計制度」(平成17年、東洋経済新報社) 82-83ページ。
- 5) 佐藤謙「平成2年度財政投融资計画の概要」(『ファイナンス』平成2年2月号) 13ページ。

- 6) 昭和50年代後半から60年代の財投の編成について、財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第1巻「総説・財政会計制度」(平成17年、東洋経済新報社)第3部第3章、第4部第3章の「財投」の項目を参照。
- 7) 中川雅治「平成5年度財政投融资計画の概要」(『ファイナンス』平成5年2月号)11ページ。
- 8) 寺村信行・元理財局長口述。
- 9) 金井照久「平成8年度財政投融资計画の概要」(『ファイナンス』平成8年2月号)17ページ。
- 10) 竹内洋「平成9年度財政投融资計画の概要」(『ファイナンス』平成9年2月号)8ページ。
- 11) 竹内洋「平成10年度財政投融资計画の概要」(『ファイナンス』平成10年2月号)8ページ。
- 12) 浜田恵造「平成11年度財政投融资計画の概要」(『ファイナンス』平成11年2月号)24ページ。
- 13) 財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第1巻「総説・財政会計制度」(平成17年、東洋経済新報社)83ページ。